

第十章 若衆担当

第五十一条 若衆担当は、大当番社長を中心に、事故防止を最重要課題として、屋台の曳き回しを担当する。

第五十二条 若衆担当の組織は次の通りとする。

若衆担当副頭取会長	(大当番社長)	一名
若衆担当副頭取会長	(年番社長)	一名
若衆担当副頭取会長補佐	(次年度大当番社長)	一名
若衆担当副頭取会長補佐	(次年度年番社長)	一名
若衆担当副頭取	(各社社長)	十四名

第五十三条 会議（大当番会議）

- 一 項 大当番会議は大当番社長が召集し、議長となる。
- 二 項 屋台の運行に関する諸項目について、大当番会議申し合わせ事項及び屋台曳き回し規約に準じて決定する。
- 三 項 決定事項は、本部及び頭取会議に報告し、承認を得ること。

第五十四条 若衆は、自社の法被・肌襦袢および腹掛け・股引又は黒ズボンを着用し、履き物は、草履・地下足袋・ゴム靴の何れかを着る。

第五十五条 胸部左上に規定の社章を付け、役員は山形腕章を付ける。

第五十六条 役員及び係員は、服装を厳正にし、規定の腕章・リボン・タスキ等を付け、統制秩序を旨とし、その任務遂行に努め、飲酒は厳に慎み、夜間には規定の提灯を携行し、事故防止に万全を期さなければならない。

第五十七条 屋台曳き回しに際しては、統制責任者が必ず随行し、秩序ある屋台の曳き回しを行う。

第五十八条 各社社員は、屋台曳き回しに際し、必ず屋台と行動を共にする。又、各係員は任務位置を絶対に離れてはならない。やむを得ず部署を離れる場合は、統制責任者の許可を得て交替する。

第五十九条 社員は、いかなる場合においても暴力行為や他人の迷惑になる行動をとってはならない。

第六十条 屋台の曳き回しには、次の役員及び係員を配置する。

頭取及び副頭取	二名
統制責任者	二名
進行係	二名
車軸係	二名
中警備	二名

手木係	四名
後警備	四名
高欄係	四名
交通整理係	二名
整理美化係	二名

第六十一条 各社は、屋台に配属する係員を管理する統括責任者を置く。

第六十二条 屋台曳き回しにおける各役員及び係員の任務は次の通りとする。

一 項 統制責任者（社長又は副社長）

「統制責任者」のたすきを必ず掛け、社員を統制し、各係員の任務遂行を指示監督し、屋台運行に伴う一切の責任と権限を有する。

二 項 進行係

イ 「進行係」の腕章を必ず付け、夜間は進行係専用の提灯を携行する。

ロ 屋台進行に際し、安全と順路進行を円滑に行うために、ハンドマイクを使用するなどして、有効適切な指示を与える。

ハ パレード及び「ねり」を行う場合には、屋台の停滞を出来るだけ短くするため他社の進行係と十分連絡をとり支障を来さない様にする。

ニ 屋台の進行を妨げる恐れのある障害物は、各係員に指示し、速やかに排除する。

三 項 車軸係

イ 「車軸係」の腕章とヘルメットを必ず付け、屋台の車軸周辺を警備し、何人も車軸付近に近づけない様に注意し、事故防止に当たる。

ロ 屋台の出発時には、車輪の前後周辺に危険や異常の有無を確認し、危険や異常を認める時は、中警備と協力し直ちに排除する。

ハ 屋台の進行時には、泥酔者・観衆・街商・その他道路事情万般に留意し、完全警備にあたる。

ニ 車軸に異常がないかを常に点検する。

ホ 夜間の曳き回しには、車軸周辺の照明を点検する。

四 項 中警備

イ 「中警備」の腕章を付け、車軸係及び手木係・後警備と協力し連絡し合い車輪周辺に何人も近寄せない。

五 項 手木係

イ 「手木係」の腕章を付け、手木の左右に付き、安全な曳き回しが行われるよう、引き手に指示し、屋台を誘導する。

ロ 何人たりとも欄干に乗せないように監視し注意をする。

ハ 手木の中に必要以上の人員は入れない。又、曳き回しに危険と思われる状態の者は断固としてこれを排除する。

六 項 後警備

イ 「後警備」の腕章を付け、屋台後部に引き綱を取り付け、関係者以外は近寄せない。

ロ 屋台の速度を常に監視し、危険な場合は引き綱を引く。

ハ 屋台にはお囃子関係者・高欄係、以外の者が乗らないように監視し、乗り降りには十分注意を払う。

ニ 屋台の後退時には特に注意し、危険や異常の有無を確認し、他の係員に知ら

せる。

ホ 道幅の狭い所では、屋台の側面を何人も通さないよう監視する。

七項 高欄係

イ 「高欄係」の腕章を付け、電灯線・電話線・アンテナ・他建造物に常に注意をはらい屋台の進行に支障のないよう、また事故防止に努める。

ロ 高欄には、係員以外の者は絶対に乗せてはならない。

ハ 障害物の排除には、補助具を有効に利用する。

八項 交通整理係

イ 「交通係」の腕章を付け、赤白の旗等を用い、車輛及び通行人の整理を行う。主要道路においては、バスならびに一般車輛を優先し、その進行に支障を来たさないように努める。

ハ 交通整理に当たっては、警察当局の協力と指導を得てこれを行う。

九項 整理美化係

イ 「整備係」の腕章を付け、屋台の休憩時及び「ねり」終了後に他社の整理美化係と共に周辺の清掃を行う。

十項 役員及び係員関係補足

イ 中警備・手木係・後警備・交通係・整理美化係は屋台が「ねり」に加わった場合には、観衆や街商との接触を避けるよう警備に当たる。

ロ 小若連の屋台の曳き回し終了時には、一時屋台を停止し、小若連を集め、小若連担当役員並びに補導係が引率し帰路に付く。

ハ 小若連（小学生以下の子供）の屋台の曳き回しに際しては、小若連担当および補導係と協力し、引き綱を引かせ安全進行に努める。

ニ 特に屋台がすれちがう場合は、役員並びに係員は、小若連の保護にあたる。

ホ 小若連の動静にも注意を払い、必要に応じて安全な場所で小休止を行う。

ヘ 屋台の高欄に町内名を記入した表示を明記する。

ト 車軸の内側に照明器具を付け、安全をはかる。

チ 照明に、発電機を使用する場合は、消火器を必ず設置する。

リ 夜間の屋台の曳き回しに際しては、原則として飾り物・照障子・天幕などを取り外すなどして、屋台の外観を損なってはならない。

ヌ 屋台の曳き回しは、各自町内及び全町内に渡るものとし、曳き回し地域を城下地内、元開橋より戸綿口・南町・西幸町、並びに向天方までとする。

ル 屋台の曳き回し順路は、大当番会議申し合わせ事項の通りとする。

ヲ 屋台の進行については、進行係がすべての権限をもって、屋台の進行にあたる。

ワ 神輿の渡御・還御には、全社の屋台が随行する。

カ 屋台がすれちがう場合又は「ねり」を行うときは、互いの進行係が話し合い、合議の上、速やかに屋台の進行を行う。

ヨ 屋台の曳き回しに際しては、事故防止のため、絶対に走らないこと、また先行屋台を追い越すことを禁ずる。

タ 屋台には、お囃子の者・高欄係以外の者は乗せてはならない。但し、「舞児還し」は、この限りではない。

レ 中学生の屋台の曳き回しについては、各参加規則に基づきこれを指導する。

ソ 屋台の曳き回しに参加するものは、飲酒は厳に慎み、何人も、役員並びに係員の指示には絶対従い、屋台の進行を妨げるような言動をさげ事故防止に協

ツ カしななければならない。
各社とも規定の時間までに曳き回しを終了し、車庫入れを行う。